

## 式年遷宮を終えて

元宮内庁掌典

鎌田純一

「式年遷宮を終えて」という題目を与えられました。お解りの如く、伊勢の神宮の式年遷宮を終えてとの意であります。この題目で私自身二つの問題点を感じております。すなわち、一つには伊勢の神宮で両正宮の式年遷宮遷御の儀は、昨年終えられましたが、諸別宮でこれから遷御の儀を行われるところがあり、正確には終えられていないと云わなければなりません。また、二つには「式年遷宮を終えて」の「終えて」とは神宮職員、さらにその任に直接深く当たられた人にして始めて云える語であり、私は「終えられて」と敬意を表させて頂かねばと落着かない気持ちにさせられます。それらを気にしつつ、両御正宮遷御の儀を終えられてとの意で、考えるところの一、二を話させて頂きます。

神宮の式年遷宮、それは神宮で計画し、神宮で独自に運営して齋行されるものではありません。それは天皇の御聴許を得て齋行されますこと、周知の通りであります。この度も、昭和五十九年二月三日、時の二條大宮司が拝謁仰付

けられ、御聴許を得て始められました。それより大事は奏上して御裁可を仰ぎ、進められて来ました。例えば、遷宮のための重要祭儀、山口祭、木本祭、御船代祭、立柱祭、上棟祭等、また遷御の日時は、御治定を得て、齋行されて来たこと、よく拝させて頂きました。

さらに申し上げますに、昨年八月十七日には、御装束御神宝中の何点かにつき、宮殿竹の間で天覧頂いたのであり、その謹製に当った所謂人間国宝またそれに準ずる人々が拝謁仰付けられたのであり、また、両正宮の遷御の儀には掌典長が勅使として奉仕の例により、昨年九月三十日、宮殿竹の間に、天皇陛下は御直衣を召されて出御になり、その案上に置かれました遷御のあと献上されます幣物を御鄭重に御覧になりましたあと、勅使を召され、御祭文をお授けになり、平安時代以来の御言葉賜わって発遣させられたのであります。

また遷御、いよいよ御列の進まれます時刻に、黄櫨染の御袍を召され、侍従また掌典の脂燭を執りもちますなか、神嘉殿前庭に下御され、神宮に向い御拝遊ばされました。この時劔璽御動座され、皇族代表として崇仁親王殿下が供奉されました。また皇后陛下はじめ各皇族方、御所御殿より御拝遊ばされたのであり、また翌日奉幣の刻、またその夜の御神楽の奏されて居りますあいだ中、天皇陛下はじめ、全皇族方おつしみていらつしたのです。

両正宮の遷御の儀、奉幣の儀、御神楽の儀が御滞りなく齋行され、十月七日勅使以下帰京、翌八日復命のあと、勅使とともに勅使随員として参向させられました私は、さらに種々御下問を頂きましたが、遷宮の御滞りなく齋行されましたことを、深く嘉し給う大御心をよく拝見させて頂きました。

また、今年三月二十九日、式年遷宮後の御拝のため劔璽御動座のもと、行幸啓遊ばされましたが、この時も宮内庁掌典職掌典祭事課長が瑞垣御門内は御先導奉仕の先例に従い、奉仕させて頂きましたが、御拝のあと久邇大宮司に賜わった御言葉を「月刊若木」が掲載しております。それは「御遷宮が滞りなく行はれ、この度、新宮に参拝の出来たことを誠にうれしく思ひます。古木茂る中に建てられた、白木の宮居の崇高さに深く心をうたれました。一千三百年

にわたる伝統を受け継ぎ、御遷宮に携はった関係者を始め、御遷宮に心を寄せた全国の人々に支えられ、立派な新宮が造営されたことを感謝し、ここに人々と喜びを共にしたく思ひます。」との如くであります。この御言葉、間違ひなく大宮司が伝えられたところとよく拝察出来、神宮によせられます大御心、ただ貴く拝させて頂くばかりであります。これをよく全国の方々知って頂きたいと念願致します。

## 二

さて、神宮の式年遷宮、その意義を改めて正しく認識して頂きたいとここで更に申し上げますこと、十分なる認識をお持ちの皆さまに対して失礼ではありますが申し上げます。一、二の問題と思える点について話させて頂きたく存じます。

神宮の式年遷宮の起源、それは天武天皇の御代に定められたこと、『太神宮諸雜事記』に天武天皇の朱雀三年の条に、「二所大神宮御遷宮の事、廿年に一度まさに遷御せしめ奉るべし、立てて長き例となせ、云々」とあり、そのあと、その天武天皇の皇后でいらつしやいました廣野姫尊が即位されての持統天皇の四年に皇大神宮の、六年に豊受大神宮の第一回の御遷宮が行われたとあり、神宮では、この天武天皇がこの遷宮の制を定められたと、また持統天皇の御代にそれぞれ行われたとのこと、正しい伝承として長く疑わず継承されて来ました。それに対して、その朱雀三年の朱雀という年号が私年号であり、正史にないことからして、それは信頼出来ないもの、記事に誤りがあると、遷宮制は天武天皇でなく、持統天皇によって始められたと唱える人が戦後になり出て来ました。また二十年に一度ということも、もう少し新しく延暦四年以後に定められたものと唱える人も出て来ました。

しかし、これらの説は退けられるべきでしょう。確かに神宮の記録その他に「式年遷宮」という語の出て参りますのは、もう少し時代が下りますが、その延暦以前をみまして、十九年目、二十年目、十八年目、十九年目、十九年

目と、二十年と一定ではありませんが、『諸雜事記』にいう「廿年に一度」、「二十年のあいだに一度」ということはなされているのであつて、延暦以後の制定と云えず、その天武天皇の御代にこのこと、私年号で迷ひ妙な考証をするのではなく、もっとよく天武天皇が神宮によせ給うた大御心を『日本書紀』などに広くみさせて頂かねばと思うのであります。遷宮の制のはじめ、それを『太神宮諸雜事記』のその記事のみを近視眼的にみるのではなく、その時代的背景、また天武天皇の他の御偉業とともにみさせて頂かねばと考えます。このことについて、前に記させて頂いたこともあり、少しくくどくなるかも知れませんが話させて頂きます。

天武天皇、御即位前は大海人皇子と仰せられ、舒明天皇の皇子であり、天智天皇の御弟君に当られ、その天智天皇の御代、皇太子として立たれておられました。

天智天皇、いま大津の近江神宮にまつられておられますが、その大津京におられました天智天皇が晩年になられ、病いを得られて、皇位を皇太子のその大海人皇子に譲ろうとされました時、大海人皇子は受けられず、仏道修行をしたいと願われ、お許しを得て吉野に入られました。それで天智天皇のあと、皇子の大夫皇子が立たれました。弘文天皇であります。弘文天皇は天智天皇のあと大津京におられました。その弘文天皇のもとに、大海人皇子をそこなおうとする者がいるとして、吉野におられた大海人皇子が兵を挙げられました。それが壬申の年西暦六百七十二年に起りました壬申の乱であります。この御関係から云つて叔父甥の争い、これを臣下としては悲しむべき皇位継承の争いとみて、慎しみ深くみることは避くべきこと、口にすべきではない乱とされた方々が戦前におられたとも聞いております。しかし、この乱の意味はよく考えさせて頂くべきでしょう。これをみさせて頂くのに、少しく時代を前よりみさせて頂きたく存じます。

中国大陸で、後漢が滅び、魏・呉・蜀の三国時代を経て、四世紀前半より五胡十六国の時代、五、六世紀の南北朝時代と乱れたあと、五百八十九年に隋が中国を統一しましたが、すぐまた六百十八年に唐が興り、強大な力を持ち始

めた時代、朝鮮半島では高句麗・百濟・新羅のうち、新羅が勢力を持ち、百濟・高句麗を圧迫し、日本にも脅威を与え始めました。その頃、国内では氏姓制の弊害が出て、ことに蘇我氏が抬頭し、終に崇峻天皇が暗殺され給う、天皇が暗殺され給うという大事件が起りました。そのような内憂外患交々至りますなかに即位されましたのが、東洋に於ける最初の女帝とされます推古天皇であります。その推古天皇の御代に聖徳太子が摂政として立たれ、活躍されたこと周知の如くであります。聖徳太子はまず氏姓制の弊を絶つべく冠位十二階を定められ、さらに遣隋使を派遣され、文化を導入、殊に仏教の興隆を計られ、三経義疏を編まれ、法隆寺、四天王寺等を建立され、また儒教をも入れて国民思想を導かれました。

しかし聖徳太子のなくなりましたあと、蘇我蝦夷・入鹿らがまた専横をきわめました。それを中大兄皇子、中臣鎌足が抑え、孝徳天皇の御代に大化の改新をなさいました。中大兄皇子は皇太子とされましたが、国郡制を確立され、従来の地方豪族による国造に替え、中央より派遣する国司の制を定め、私有地私有民を廢止し、唐制を入れて班田收授の法を実施し、戸籍を作製し、租庸調の税制を確立し、都を難波の地に遷されました。

そのあと、齊明天皇の御代になり、新羅に圧迫される百濟より救援の求めをうけ、齊明天皇親ら、女帝の御身で九州まで出御なさいましたが朝倉宮で崩御になり、わが軍も白村江の戦いで唐・新羅の連合軍に敗れました。そこで終に中大兄皇子御自身即位、天智天皇でいらっしやいますが近江大津に都を定められ、そこで近江朝廷令を制定されました。これで日本の国家体制は整ったともみられます。

これで日本の国は安泰となったか、そうではない、そこに起つたのが、壬申の乱であります。

この壬申の乱に、大海人皇子すなわち後の天武天皇に従つて戦つた人々、それは推古天皇の御代の聖徳太子以来の改革、すなわち、仏教、儒教文化をとり入れ、また中国の制度そのままの改新をこころよしとしていなかったとみられる人々であり、その改新政治の中枢とは無関係で、難波、近江への遷都にも従わず、大和におり、古来の祭祀を大

和の地で守り、それを根底とした生活をしていたとみられる三輪君高市麻呂、大伴馬來田・吹負、鴨君蝦夷らの人々であります。

また大海人皇子、すなわち即位されての天武天皇は『日本書紀』に「天文遁甲を好くしたまう」と記し、また瞻星台を作られたことを記すことから、占星術、陰陽五行説に通じておられたとみられるのであり、さらに中国の道教思想もよく容れられていたとみられるのであります。また、それは百済の滅亡後、多くの亡命学者が宮廷に入りこんでおり、それらの学者より学ばれたものとみられます。大海人皇子は仏教は仏教として認められながら、それよりも道教、陰陽道のなかに日本古来の信仰に通ずるものを見出され、それを積極的に入れようとされたとみられるのであります。先程仏教修行のためと天智天皇の御讓位の仰せを辞されたことを申しましたが、その仏教修行、そのために法隆寺などに入られるのではなく、吉野に入られたとのこと、これ別の仏教がそこにあつたのか、それは今仏教史の方でも説かれておらず、明らかではありません。今後の問題です。

大海人皇子が壬申の乱で敵味方識別のため、「赤色を以て衣の上に着け」させられたことを『日本書紀』に記していることについて、この赤色は五行五徳説より勝利を意味する色としてつけさせられたものと最近発表した学者がいますが、私はこの説を正しいと考えます。

大海人皇子は、仏教をとり入れ、また中国の制度そのままを採用しての改革でなく、それよりは日本本来の信仰に近い道教、陰陽道思想を入れ、日本本来の信仰を深めるとともに、それを基礎とした国家体制の確立を、それらの人々とともに目指されたのではないかとみられます。

大海人皇子が壬申の乱で、吉野より近江へ出られる時、美濃の軍と合流されるため、伊勢を通過されましたが、その伊勢国朝明郡迹太川の辺より神宮を望拝されたことを『日本書紀』に記しています。また、神武天皇山陵をまつらしめ給うたことを記されているのも、『日本書紀』で、この壬申の乱のところが始めてのことも注目すべきであります。

しよう。このような時、まず神宮を拝され、神武天皇山陵をまつり、軍を進められたことをであります。

それで、壬申の乱のあと即位された天武天皇は都を飛鳥に遷しておられますが、これも人々の要望を入れられてのこととみられます。

そして、まずなさったのが神宮齋王の復興であります。伊勢の神宮の齋王、周知の如く崇神天皇の御代、世の乱を御覧になられて神勅ではあるけれども同床共殿の奉齋を恐れ、倭の笠縫邑に遷し祭られた時に豊鍬入姫命に仕へさせられました以降、齋王の制は続けられていましたが、用明天皇の皇女酢香手姫皇女が、用明、崇峻天皇の御代、さらに推古天皇の御代のはじめまで奉仕になつたあと、何故か、その推古天皇の御代のとから、舒明・皇極・孝徳・斉明・天智・弘文天皇の七代の間、つまり先程申し上げました聖徳太子の改革よりあとの間ずっと齋王が途絶えておりました。それを天武天皇は即位されてすぐ復興されたのであり、『日本書紀』に「大来皇女を天照大神の宮に侍らしめんと欲して、泊瀬齋宮に居けしむ」と記され、さらにその翌年、「大来皇女、泊瀬齋宮より、伊勢神宮に向ふ」と記されています。これは注目すべきことであります。推古天皇から後、お忘れになつていたとは考えられませんが、国家体制の基礎確立期に、神宮に齋王を遣わしておられませんでした。それを、天武天皇は即位後早速と復興されたのであり、その『日本書紀』の記事よりみて、後の野宮の制度の基礎も確立されたかともみられるのであります。天武天皇の神宮に対する御態度、これよりも拝せられるでしょう。さらに順序不同に申し上げますが、天武天皇はまず広瀬菟田神の祭祀を定例化させておられます。これは大和盆地の農耕安泰を祈願される神事と云えるかと存じますが、平安時代にもずっと継承されましたその神事を定例化させられたことがみられ、また今日にも伝えられ実施されております大祓、『日本書紀』では「解除」と記しておりますが、それは道教用語であります。わが国の祓の風習の上に、道教のそれを加えて国家天下の祓、六月、十二月の定例の大祓の基礎を天武天皇が示されたことがみられます。さらに大嘗祭も天武天皇が定められたとみられるのであります。現代にも、即位の礼、大嘗祭、饗宴が御即位

のときの三大要儀となっておりますが、その三つをされた最初は持統天皇の御時であり、それは天武天皇が御定めになられて、はじめて次の持統天皇の時に実施されたものとみられるのであり、なかの大嘗祭は天武天皇親ら齋行されたとみられるのであります。また令すなわち近江令に続いて飛鳥浄御原朝廷令を制定されました。その令はそのままでは現代に伝えられておりませんが、なかで神祇官の制も定められたのでしょうか、「神祇伯」つまり神祇官の長官の名が『日本書紀』持統天皇の巻にみられるようになります。

また『古事記』序文より、古事記は天武天皇が親ら勅されて、稗田阿礼に誦習せしめられたことが解り、また『日本書紀』天武天皇十年（六八一）三月十七日の条に、帝紀及び上古の諸事を記さしめられたことを記しておりますが、これが『日本書紀』編纂のはじめとみられております。すなわち、天武天皇は日本の国の根本を誤らず正しく継承させるために、この二書を残されたのであり、そのように、真に日本の伝統、文化を基礎としての国家体制の確立を計られるなかで、神宮二十年に一度の遷宮の制も定められたとみられるのであります。これ、日本の国として天照大神を奉斎する神宮の祭祀、それを根本としての日本国家体制の確立、それを念願されてのことのひとつとみられましょう。さらに神宮年中行事、これ明治四年で改訂される以前のことを申し上げていますが、現行のそれより更に多かつた年中の祭儀、その年中行事の基礎も天武天皇によって定められたと考えられるところが多いのであります。このことも注目して頂きたいのです。そのように天武天皇は神宮を第一として事をお考えになられたのであり、そのなかでの遷宮制の御制定であります。

神宮二十年に一度の遷宮制度、単にその遷宮行事を継承させて頂くのではなく、それを定められた天武天皇の大御心、それをよく常に拝祭させて頂くべきであらう、これが重要なことと私は考えるのであります。



その神宮式年遷宮はどのようになされて来たか。神宮についての一番古い記録、平安初期延暦二十三年撰の『皇太神宮儀式帳』をみますと、「常に廿箇年を限り、一度新宮に遷し奉れ。造宮使長官一人、次官一人、判官一人、主典二人、木工長上一人、番上工冊人参人來り、即ち吉日を取り、二所太神宮に拝み奉り、即ち役夫を發し、伊勢、美濃、尾張、参河、遠江等五国、国別に国司一人、郡司一人、役夫を率い、参向し造り奉れ」とあります。そしてあと用物以下詳細に記されていて、よくこの時代にここまで細かくと驚かされる程ですが、さらに『延喜式』にその式年遷宮費用は神郡神戸の神税をあてること、それが不足する場合には正税つまり国費をあてることと定めています。その制定以後、平安中期までは国家の手で順調になされて来たことが知られます。しかし平安末期には世の推移とともに、神税の徴収も思うにまかせず、白河天皇承保三年（一〇七六）の皇大神宮の遷宮より公領莊園にかかわらず段別に役夫工米を課し、それによってまかなわれることとなりました。すなわち、国民全体もかわつてのこととなります。が、このころより、それまで皇大神宮では神路山、豊受大神宮では高倉山などその裏山でまかなえました御用材が不足するようになり志摩答志郡よりまかないました。また、その全国的な役夫工米の徴収のこと、当時実際には困難であつたことお解り頂けると存じますが、鎌倉時代に入り、後白河法皇はその役夫工米の徴収の管理を源頼朝に命ぜられました。源頼朝、皆様はどのようになられるか存じませんが、神祇崇敬の念極めて篤い人間であり、ことに神宮に對し格別の崇敬の念をもち、平家を滅亡させる前より、神領を寄進していたのであり、また寿永二年に後白河法皇より東国の沙汰権も与えられたことで、このことに懸命に当りました。そのあと、幕府はよく頼朝の意をついで当りましたことで、鎌倉期には役夫工米等により順調に進められたと云えましょう。ただ、いよいよ用材が不足し、豊受大神宮で度会郡の阿曾山、皇大神宮の方で美濃よりと計りましたが実現せず、度会郡の江馬山で得ております。現在も

御用材は約一万一千六百本、うち御雇用の胸高直径百四十糎以上のもの三本、一番多いのが五十糎から五十八糎のもの約六千本を要しております。鎌倉時代に式年をまたず仮殿遷宮が実に多く行われていますが、その原因種々あるなかに、この用材不足よりする十分な建築の出来なかつたこともあるかと存じます。そして、いわゆる南北朝時代、江馬山付近は南朝の勢力範囲でしたが南朝の手で遷宮をお出来にならず、北朝が三河国設楽山に御用材を求めてなかつたこともありました。室町時代となり、將軍義満、義持、義教、義政らは神宮に参詣、幣物神馬を寄進しておりますが、遷宮費用を徴収する能力を持ちませんでした。これは小島鉦作博士が明らかにしておられますが、その費用を明との貿易で得ようと計つたことがあります。遣明勘合貿易であり、伊勢法楽舎船を他の貿易船とともに寧波、北京方面に出したようですが、当時期も疲弊しており、それによる収入はなく遷宮が遅延しました。しかし、後花園天皇の寛正三年（一四六二）に皇大神宮の遷宮が出来ました時、御用材は美濃から桑名より海上輸送されて来たのを喜んで御木曳したのが神領民であり、御白石持もこの時から始められました。この神領民の喜んでの奉仕、注目すべきでしょう。しかし、そのあと皇大神宮で百二十三年間、豊受大神宮で百二十九年間奉仕出来なかつたこと御存じの通りです。江戸時代には幕府費用によりなされ、元禄二年（一六八九）の両宮の式年遷宮よりは木曾より御用材が出されることとなり、その木曾川河口までの全費用は尾張藩で負担したことも御承知と存じます。明治以降は国家の手となり、明治四十二年木曾の御料林のうち八千ヘクタールが神宮備林とされましたが、昭和二十年の敗戦とともに、国費が出せなくなり、昭和二十四年の予定が、二十八年になつたこと、あと昭和四十八年、また平成五年の遷宮が、御内帑金また国民の協賛によること御承知の通りであります。その昭和二十八年より四十八年に、さらに四十八年より今回と一日神領民として御木曳に、御白石持にと全国より多くの人々の集つたこと周知の如くであり、いまの皇太子殿下も昭和六十二年御木曳に参加されましたが、正に皇太子御奉仕の嚆矢と後世より讃えられるでしょうし、この国民の赤誠は後世に伝えられなければならないし、また伝えられるであろうと信じます。

ただ、このよき伝統の一方で反省すべきことはないか。あるように思うのであります。これ、神宮内部でさらに考えられること、また現在のような法体制、それに伴う諸条件が当分続くとすると、そのなかで神宮・宮内庁間で将来に向け考慮しておくべきことがあり、それは既に考慮され始めていることも知っています。

この国民の赤誠、また神宮当局の今後への対応をまず喜びますが、一方で式年遷宮を機会になされた学問、学者の意見であります。本明治聖徳記念学会でも、遷宮史について中西正幸氏が研究会で発表、あとそれを紀要に載せられましたし、森田康之助理事も先号で古殿地について実にすぐれた歴史哲学的考察を発表されました。これらは喜ぶべきことでありますが、一方で如何かとみられる説が出され、それが神社界に広く拡がっているのであります。これを皆様方、よくお考え頂きたいと私は真剣に思うのであります。

それを、今回の式年遷宮の標語との関係でみさせて頂きます。今回の式年遷宮で、「よみがえる日本のところ、御遷宮」という標語が掲げられました。二十年経って伊勢の神宮の御遷宮の時が来た、ここによみがえる日本のところ、日頃の生活のなかで特に意識しなかったが、日本の心、それを遷宮を機会によみがえらせ、そう奉仕させて頂こう。また、この遷宮に協賛し、御木曳でも、御白持でも何とか奉仕させて頂いて、これが日本人のところだったとそれを実感として味わせて頂きたい。国民の一人々々が遷宮を機会に、日本の父祖以来の伝統的なところをよみがえらせる。そのような意味の標語、これはよろしいと思います。

よみがえる。いうまでもなく、それは黄泉よみから帰る、この場合の黄泉は死後行く他界、そこから帰る。生きかえるの意味、またそれよりして失っていた活力をとりもどす。それでよみがえる日本のところ、平素忘れなくしていた、特に意識していなかった日本のところをとりもどす。これはそれでよいでしょう。

しかし、そのよみがえるを国民のところでなく、「神がよみがえる」、「神威の更新」とする観方が今回出て来ました。それを紹介しますに、神宮の式年遷宮のことを「いのちの甦り、御神威を更新して強く固めるために行ふ大神

嘗祭<sup>(3)</sup>、「ここで「更新」とは「あらたまること」、「あらためること」でありましょうが、このような説、また別の人で遷宮により「大神は新たに生命の蘇りをせられ<sup>(4)</sup>」と説く人が出て来ました。皆様方、これをどのよううけとめられますでしょうか。

式年遷宮をさせて頂くことによつて、神威を失いかけておられた、あるいは神威を失つておられた大神様がよみがえつて来られる、生命をなくそうとしておられた神が、生命を回復される、大変な不敬ではないでしょうか。御神威を何と心得ているのでしょうか。それなら、式年遷宮後、一年経つていまい少しく御神威の衰えのきざしをみせられたというのか、また全国の遷宮の制度のない御社の神々様は御神威をなくされているというのか、とんでもない言ではないでしょうか。

これを二人の学者の妄言と世間が失笑し、無視されるのならよろしいのですが、世間に流布しているのです。今年京都の加茂上下社の式年遷宮が行われましたが、「新たに蘇った神迎え」と世界日報で記しています。これはこの社の記者が、ある人に聞いてのことでしょうが、これは一新聞社のことですからまだしも、神社本庁の広報誌「まほろば」三十三号で、住吉大社の前宮司と女優の山本富士子さんとの対談で、住吉大社の遷宮について、山本さんが「二十年毎に新しい立替え、お移しすることで、神さまが新しくよみがえつて、新しい御力を發揮していただくという意味でせうか」と尋ねるのに対して、「さうですね、神さまが新しい神さまとして現れるといふ考へ方です」と答えておられることを載せています。これ、神社本庁の教学ででしょうか。私、神社本庁の教学顧問の一員として、迷うところですよ。さらに春日大社では平成七年に第五十九回の式年遷宮をされますが、その「奉賛のおねがい」の中で、式年遷宮を「神威の若返りを願ひ、新しいみ光を仰ぐ……最も重要な神事」と記しています。さらに、これ以上例を上げること控えさせて頂きますが、各神社の社報等にも、この説を無批判に、踏襲している多くの例がみられるのであります。

この説、遷宮は神威のよみがえり、神威を更新し強固にするための神事との説、皆様方は如何お考えでしょうか。このような説が出ていることについて、よくお考え頂きたく思います。

式年遷宮、これについて、神宮では古く二十年という式年だけでなく、式月式日というべきもの、すなわち九月十六日にとのことがあったこと、御承知かと存じます。すなわち、神嘗祭、現在太陽暦になってからは十月ですが、明治改暦以前は九月のその神嘗祭に合わせ、その前にとの月日であります。

古くより、神宮では神嘗祭にその年に収穫出来た新穀をまず大神様にと奉る恒例第一の祭儀として、この祭りに合わせ神御衣を奉り、その他調度類も新しくしております。皆様方が参拝されます際、外玉垣御門にかけられています御幌にどなたも気づかれると存じますが、その御幌も神嘗祭に合わせて宮中から奉られ、新しくお取替えされています。一年最大の祭儀に新しくお取替えさせて頂けるものはすべてその機会にと取替えられますが、御社殿だけは毎年とは無理であり、二十年を限りとしてとのことであり、これは感謝の念よりしてと申し上げてよいのではないでしょう。豊葦原千五百秋瑞穂国、新穀をまず伊勢の大神様に感謝し奉る。その時、その感謝の念をさらに現わさずべく、人々それぞれが懸命に奉製した新しい調度品等をお使い頂く。お建物だけは毎年とは参りませず、二十年を限って造替させて頂き感謝申し上げます。このような念からであり、仰ぎます御神威は不変のもの人々は信仰して来たのではないのでしょうか。造替遷宮させて頂く、それで大神様は喜び下さる。それを恐懼して拝させて頂き、ただ感謝させて頂く、これが、天皇はじめ下万民までの心ではなかつたのでしょうか。造替遷宮することで神威を更新する、強固にする、神をよみがえらせるとは何たる不敬と私は悲しくなるのです。

『貞永式目』の第一、「神は人の敬によりて威を増し」とありますが、これもこれを定めた鎌倉武士の敬虔な信仰をよく理解して正しく解すべきでありましょうし、また各地に残ります山宮里宮の信仰、すなわち、春には神様が山宮より里宮へお出になり、それより農耕をお守り下され、秋に収穫の終るのをみられて、里宮より山宮へ帰って行か

れる、それで里で来年まで待たせて頂く、ここでの信仰、これも民俗学者の言でなく、村々の人々より正しくうけとめるべきでしょう。

遷宮を神威のよみがえりとのような妄説、私は妄説と考えますが、これは退けねばと思います。神社本庁で発行の『日本人の心シリーズ』「式年遷宮と日本文化」という、このようなパンフレットがあります。なかで鼎談、発言順に評論家の森本哲郎氏、神宮の酒井少宮司、琵琶奏者の上原まり氏の鼎談を載せていますが、森本氏は「遷宮を機に、日本人の心性、ものの考え方、宇宙観、そういうったものをあらためて考え直して見る必要がある」と述べ、酒井少宮司は、二十年ごとということについて、御社殿御神宝を作り直す技術が三十年や五十年では伝え難くなる。「二十年毎のこの制度をお作りになった祖先の叡智に、我々は感謝しなければならぬ」と述べ、また森本氏は「遷宮があるからこそ、その都度、温古知新、古きを尋ね新しいものを知って歴史を拓いていく。ただ伝統だけを墨守ということではなく、自分たち民族の心を振り返り、新しい目で確認していく。これが歴史の確認である」と述べ、最後に酒井少宮司が「御正殿などを二十年ごとに新しく造り替え、いつまでも若々しい姿を保つことで、大御神様の変らぬ御光と、我が国の永遠の平和と発展が祈られる。この御遷宮を通じて、皆さん各人がそれぞれの立場で、日本文化の原型や、その核心を再考し、更には、現在そしてこれからの日本について、いろんな角度で御検討いただく機会になれば幸い」と結んでいます。このようなパンフレットを出して下さることで私は救われる気持です。

神宮の式年遷宮の制、それをどのような国内外の情勢の下で、如何なるお考えを持たれて御定めになられたか、その根本に改めてこの機会に思いを馳せて頂くとともに、神宮のこのことにはと、国民が挙って赤誠をもって歓喜して奉賛して来た歴史、さらに神宮のこのことに寄せ給う大御心をよくよく知って頂き、この第六十一回御遷宮時の国民の態度、そのなかに後世より嘲笑されるようなことのないようお考え頂きたいのであります。

#### 四

さらに、別のお考え頂きたい問題について申し上げます。

延暦の『皇大神宮儀式帳』に先述の如く、「常に廿箇年を限りて、一度新宮に遷し奉れ」とあり、『延喜式』では、さらに「凡そ大神宮は廿年に一度、正殿、宝殿及び外幣殿を造り替へよ。度会宮及び別宮、ほかの社の神殿を造る年限は此に準ぜよ」と記し、また「凡そ大神宮は、年限満ちて応に修造すべくば、使を遣し〔略〕、孟冬より始めて作れ。神宮七院、社十二處、〔朝熊社、園相社、鴨社、田乃家社、蚊野社、湯田社、月夜見社、草名伎社、大間社、須麻漏売社、佐那社、櫛田社〕、〔略〕自余の諸社は、宮司修理せよ」と記してあります。すなわち、正殿、別宮のほか、造宮使の造替すべき諸社と、宮司が修理すべき諸社とはつきりと示しております。

これをもとに、明治以降の官制でも、正宮、別宮のほか造神宮使庁で造替また修造、修繕すべき諸社、神宮司庁で造替すべき諸社と、攝社、末社、所管社それぞれ社ごとに定められ造替、修造、修繕されて来ましたが、これが、昭和四十八年以降にも継承されて来ております。

それで、このようにされます神宮の攝社、末社、所管社であります。現在、皇大神宮に攝社三十三處、末社十六處、豊受大神宮に攝社十七處、末社八處あり、それは域内だけでなく広く度会郡内に点在して鎮座されています。

その度会郡内広い地域のなかに点在して鎮座しておられます攝末社、室町末期戦国の争乱のころ、両宮御正殿も式年遷宮のままならぬ時に、御社殿が崩壊し、なかに煙滅し、その跡地も解らなくなる社も出ました。それを江戸初期になり、神宮祠官らが懸命に当り、寛文より元禄ころに尋ね復興致しました。しかし、その時、すべて尋ね求めて復興されたのではなく、なお解らず復興させられず、明治の初年にも、旧社地が解らず、現在未だに他社に同殿として奉斎されていらつしゃいます社が存します。

すなわち、皇大神宮の末社のうち、許母利神社、新川神社、石井神社、宇治乃奴鬼神神社、川相神社、熊淵神社、荒前神社、那自売神社、葦立神社、牟弥乃神社の十社、また豊受大神宮の末社のうちの縣神社、井中神社、毛理神社の三社であり、その皇大神宮の末社許母利神社以下の十社、すべて延暦の『皇太神宮儀式帳』に記されていて、平安初期、既に奉斎されていたことが知られ、また同書に「右神社、倭比売の御時に祝ならびに御刀代田宛て奉る也」と記されていて、御正宮御鎮座以来関連して奉斎されて来たことが知られますし、豊受大神宮末社の県神社なども、平安初期の『長徳檢録』に記される古社であります。これら古い由緒をもたれます諸社が、戦国の争乱期に御社殿をなくされて、煙滅し、明治初年以降、他社に同殿御同座として奉斎されていますが、これでよいのでしょうか。江戸初期に既に懸命になって探索して解らなかつたその鎮座地、時代の下つた現代では余計その地を探すことは困難ともみられますが、その社名と現在に残る地名、地形との関連、また諸記録との関係でなかに探し得る社があるとみられるのであります。江戸初期より、さらに学問研究の方法は発達しているのであり、平成の今日の方が旧社地を考慮させて頂き易いのではないかと考えます。私は、これらの御社に参らせて頂く度に申し訳なく思つて来ました。

式年遷宮とともに、神宮司庁でこれより攝末社の造替をされ、また修理されますとともに、これらの神社が他社と御同座でなく、本来の地へ復興、それが神宮域内でなく、現在は町なかとなつている場合もあり、その町なかのその地付近に再建復興させて頂くにふさわしくない場合もあるかとみられますが、そのような場合はその近くに、いや他の攝末社所管社の場合でも、中世以降動いておられる例もあり、いよいよ難しい場合には域内にもと今は考えさせて頂いたりしております。神宮の方から、その御復興にどれだけの費用、また事務手続等を要するか考へての発言か、無責任に勝手なことをいうなどお叱りをうけること十分に覚悟しながらも、江戸初期の祠官、学者たちに続いて、その時に果されなかつたことを、何とかして果させて頂かねばと、私は真剣に念願するのであります。



伊勢の神宮の第六十一回式年遷宮、あとまだ別宮八社の遷御の儀を控えておられますが、両正宮は御滞りなく齋行され、天皇陛下も嘉されまして、何よりであつたと心より慶びます。またあとの別宮も御滞りなくと懸命にお祈り申します。

つぎの第六十二回式年遷宮、平成二十五年の神宮式年遷宮、それに向けて四十歳以下の神職で結成します神道青年全国協議会では、今年三月八日、九日伊勢に集合し、つぎの式年遷宮奉賛は我々が中心となつてと、会長西高辻信良宮司以下が研修会を開いて結束を固めてくれました。私もそこで話す機会を与えられて語り、その時彼等の意気込みとともに、高い理性も感じとることが出来ました。

遷宮を機としての国民の結束、協賛、その根底に正しい信仰、伝統のころを着実におくべく、妄説とみられるような説は今回限りとされ、また何とかして、江戸初期の神職らに続いて、十三社の末社をこのつぎには本来の形、それぞれの御社殿にと願うこと切であります。有難うございました。

#### 補註

(1) 『太神宮諸雜事記』の、ことに奈良時代以前の部分、その記載に留意しなければならぬところのあるのは常識であり、その扱いは単に用字等の考証だけでなく、他の神宮関係諸書、その他とともに深くみるべきであろう。

(2) 亀井輝一郎氏「近江遷都と壬申の乱」(『日本歴史』五五七号、平成六年十月号所収)

(3) 真弓常忠氏「神宮の祭祀と遷宮」(『神宮の式年遷宮』皇学館大学出版部、昭和六十一年五月刊所収)

これについて、さらに補説しておくに、昭和二十八年九月一日神宮司庁発行の『第五十九回神宮式年遷宮要解』では、式年遷宮の意義について記すなかで、「式年遷宮の本義は、二十年に一度奉仕する、最も厳肅にして重大なる祭祀であります。二十年の周期に於て、神恩奉謝のために、誠のかぎりを献げ尽して祭祀を奉仕し、大御光に帰一しまつり、信仰の歓喜に浸るのであります。」と記している。この通りであろう。そしてまた、二十年毎に木の香も高い新御殿を皇大御神に奉獻し、

国を挙げて神恩の厚きにひれ伏して来たことについて「蓋し、最も御鄭重なる祭祀は、新たに神儀の御座を設け、御饌、幣帛、神宝の善美を尽して奉仕するのを禮とするからであります。」と説明し、さらに続けて「古い時代に於て、遷御の御儀が神嘗祭の当夜に奉仕せられ、清々しい新殿に於て由貴の大御饌を進る御例であつたことによつても、このことは知り得るのであります。」と記している。これも正しい解説であろう。

続いて、第六十回式年遷宮の場合をみるに、昭和四十年十月一日神宮司庁、神社本庁発行の「お伊勢さま―式年遷宮のおはなし―」第六輯では、式年遷宮を国民全体の「生命更新のお祭」と説明している。すなわち、神宮のなかで一番大切なお祭は神嘗祭であると記したあと、「この神嘗祭を最も鄭重にしたものが、この式年遷宮なのです。御調度品（御装束御神宝）はもとより御住居（御殿）そして御殿の御敷地まで一切を新しく整えて大神様をお遷し申し上げ、その上で神嘗祭が行われる。万物が文字通り一新された状態で、いわば「大神嘗祭」をお仕えするわけです。それは日本の国、そして国民全体の生まれ変わり、大いなる生命更新の祭であるといえましょう。二十年ごとくに国民総奉仕のもとに神宮のお建物が新しくされ、大祭の行われることは、とりも直さず日本人の心が二十年ごとにおのずからお伊勢さまに回帰することであり、二十年ごとくに日本人としての自覚を新たに与えられることでもあります。この儀式あることによつて、日本の国が常に若返りを繰返し、永遠に澆刺とした民族の生命を保ちうることになるのです。」と説明している。この遷宮を国民の生命更新の祭りとして、それが滞りなく斎行されるよう懸命に当たつたところ、よく理解されよう。これをうけてか、昭和四十三年十一月財団法人伊勢神宮式年遷宮奉賛会編集発行の「伊勢神宮式年遷宮の本義」でも、式年遷宮ですべての御調度品、御殿、御敷地まで新しくしての奉仕を、「いわば大神嘗祭」ととらえ、「日本国家が生れ変わり、国民がそのイノチを新鮮に、強靱に、清浄にするお祭である。」と記している。このようにうけとめ解し、教化に当たつたことは評価できようが、さらに神道青年全国協議会近畿ブロックで「御遷宮―お伊勢さまにおまいりしましょう―」という題のパンフレットを発行したが、なかで「よみがえる生命」との標題のもとで記す中に「私たちの先祖は、大自然の移りゆきの中に、万物生成発展の相を見、二十年ごとのご遷宮によつて、美しい自然に恵まれたわが国土が、そして、国民のすべてが若がり、生まれかわるものと信じてきました。」と記すまでに至つたことは如何か。これを史料をおさえて立証出来ようか。自身が遷宮を機会に改めて、神宮を国家を意識して自己革新することは賞讃されようが、過去にもそのような信仰が国民のあいだに存したと軽々に記すことは慎むべきであろう。それはそれとして、第六十回式年遷宮を機会に出て来た、式年遷宮を大神嘗祭とみる観方、また

それを国民全体の生命更新の機会、自覚を新たにする機会とする観方より飛躍して、今回、御神威の更新なる説が出たのである。

これをうけてか、岡田莊司氏「古代の遷宮」〔『神宮式年遷宮の研究』第一輯、神道青年協議会、昭和六十三年九月刊に「御遷宮は大神様の甦りです」と記している。

また、ここで「大神嘗祭」なる語も気になるが、これを岡田莊司氏もこの書でそのままに、式年遷宮を「二十年ごと」に神嘗祭が大神嘗祭になる」と記している。

また用い方は異なるが、矢野憲一氏「現在の伊勢神宮の祭」〔シンポジウム伊勢神宮〕上山春平編、人文書院、平成五年十一月刊所収〕に「毎年神嘗祭で神殿も新しくしたいのだけれども、なかなか御殿までは新しく出来ません。ですから二十一年に一度の大神嘗祭（つまりご遷宮のこと）をやるのではないかと思うわけです（大神嘗祭という言葉は正式には使われていないが、分かりやすいので便宜上ここで使いました。）」と記している。

しかし、現在、式年遷宮遷御の儀と神嘗祭とは全く別であり、平成五年にも、十月二日皇大神宮遷御の儀、同三月奉幣、十月五日豊受大神宮遷御の儀、同六日奉幣のあと、十月十五日より、神嘗祭が齋行されたのであり、そのため奉幣の勅使は遷御の儀の勅使とは別に改めて参向させられているのである。毎年の新嘗祭、それに対して御代始めに大嘗祭を齋行される時には新嘗祭はなく、その大嘗祭、新嘗祭の差はまた明らかである。それをこれと関連する如く、全く性格の異なる式年遷宮遷御のことを、その年には神嘗祭を齋行されないものと錯角させるが如き用法で大神嘗祭なる語を軽々に使用すべきでなく、またそれを無批判に踏襲すべきではなからう。

なお、岡田米夫氏「神宮式年遷宮の本儀」〔『季刊神道史学』第三輯所収、昭和二十七年六月刊所収〕がそれ以後の人々に影響を与えていることがみれるが、その最後に掲げた昭憲皇太后御歌「新宮にいつきまつりて皇神のみいつもさらに改まるらむ」も正しく解釈させて預くべきであろう。

(4) 西山徳氏「式年遷宮と日本の心」〔『神宮の式年遷宮』皇学館大学出版部、昭和六十一年五月刊所収〕